

第82回国民スポーツ大会長野市開催競技会場等設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、第82回国民スポーツ大会長野市開催競技会場等設計業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第2 信州やまなみ国スポ・全障スポ長野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する第82回国民スポーツ大会長野市開催競技の本大会及びリハーサル大会の競技会を安全、確実かつ円滑に行うため、競技会場及び練習会場のレイアウト並びに必要な仮設物・レンタル物品等の配置計画、動線・ゾーニング計画等の設営設計を行う。

(プロポーザル方式の採用理由及び選定方式)

第3 本事業は、標準的な実施方法が確立されていないことから、事業者の専門的な知識及び経験から事業の実施についての提案を受け、仕様を決定するプロポーザル方式とする。
2 選定方式は、第82回国民スポーツ大会における競技会場等の設営設計業務に関する提案を広く求め、その内容等を総合的に比較検討することで、最も適格と判断される業者を、第82回国民スポーツ大会長野市開催競技会場等設計業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定する公募型プロポーザル方式とする。

(本実施要領の適用範囲)

第4 本実施要領は「別表1」に示す全ての業務に共通して適用する。

(契約の概要)

第5 契約の概要は、次のとおりとする。

- (1) 業務名 第82回国民スポーツ大会長野市開催競技会場等設計業務委託（※業務名）
※括弧内の業務名は「別表1」のとおりとする。
- (2) 業務内容 別添「共通仕様書」及び「特記仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和9年3月15日まで
- (4) 上限額 「別表1」のとおり

2 本プロポーザルの公募は一括して実施するものとするが、選定及び契約の締結は業務ごと個別に行うものとする。

3 事業者は、「別表1」に示す業務のうち、複数の業務に重複して応募及び契約することができる。

(実施スケジュール)

第6 本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

- (1) 実施の公告 令和8年4月2日（木）

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| (2) 質疑の受付 | 令和8年4月13日(月)午後4時まで |
| (3) 質疑に対する回答 | 令和8年4月20日(月) |
| (4) 参加申請書の受付 | 令和8年4月23日(木)午後4時まで |
| (5) 参加者の資格審査結果通知 | 令和8年4月30日(木) |
| (6) 企画提案書の受付 | 令和8年5月12日(火)午後4時まで |
| (7) プレゼンテーションの実施 | 令和8年5月19日(火)、21日(木)又は22日(金) |
| (8) 審査結果の通知 | 令和8年5月25日(月) |
| (9) 契約締結 | 令和8年5月下旬(予定) |

2 前項のスケジュールは、必要に応じて変更できるものとする。

(提案者に求められる資格要件)

第7 本プロポーザルの参加資格として以下の要件をすべて満たす者(二以上の者の連帯によって結成される共同企業体方式による場合はすべての者)とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 長野市建設工事等(物品・製造等)競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準(昭和60年5月1日制定)及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準(平成18年4月1日制定)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。なお、参加申込書の提出日から契約締結までの間に、長野市から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を失うものとする。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者(更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。
- (6) 長野市暴力団排除条例(平成26年長野市条例第40号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 共同企業体により参加する場合において、同時に2以上の共同企業体の構成員になっていないこと。

2 本プロポーザルの参加資格として以下の要件のいずれかを満たす者(二以上の者の連帯によって結成される共同企業体方式による場合はすべての者)とする。

- (1) 国民スポーツ大会の運営等に関する知見を有することを確認するため、令和3年度から令和7年度までに元請けとして、地方公共団体、地方公共団体実行委員会等が発注した国民スポーツ大会(国民体育大会)に係る競技会場設計業務又は設営業務を受注し、履行した実績があること。
- (2) 競技会場の設営環境等を熟知していることを確認するため、令和3年度から令和7年度までに別表2に示す各業務の競技会場において、参加範囲が全国地区による競技会(全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会、JOCカップ大会等)又はプロスポーツ興行(Jリーグ、Bリーグ等)に係る会場設計業務又は設営業務を受注し、履行した実績があること。

(質疑及び回答)

第8 質疑及び回答は次のとおりとする。

(1) 受付方法

本プロポーザルの実施(本実施要領及び仕様書の内容)に関する質問については、質問書【様式1】を電子メールに添付し「第17 事務局」宛てに送信したうえ、着信確認の電話連絡をすること。

(2) 受付期限

令和8年4月13日(月)午後4時まで

(3) 回答方法

参加申請書【様式2】に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで回答するとともに、質問者名等を伏せた上で、回答日以降に本市公式ホームページにて公開する。

(4) 回答日

令和8年4月20日(月)

(5) その他

ア 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は、受け付けない。

イ 共同企業体の場合は、代表者からのみ質問を受け付ける。

ウ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

(参加申請書の提出)

第9 参加申請書等の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

ア 参加申請書【様式2】

※単独企業は【様式2-1】、共同企業体は【様式2-2】の提出を要する。

イ 同種・類似業務実績調書【様式3】

ウ 契約書・特記仕様書等の写し(上記イが確認できるもの)

(2) 提出期限

令和8年4月23日(木)午後4時まで(土日、祝日を除く。)

受付時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出場所 「第17 事務局」と同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合においては、送達が証明できる書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(6) その他

ア 指定の様式によらないもの及び必要書類が整っていないもの並びに提出期間を過ぎたものは、一切受け付けない。

イ 複数の業務に応募する場合、共通する内容であっても、業務ごとに1部ずつ個別の封筒に封入し、提出すること。

(参加資格の審査及び結果通知)

第10 参加申請書を提出した者には、資格要件のすべてを満たしているか否かを審査し、令和8年4月30日(木)までに参加申請書【様式2】に記載されたメールアドレス宛てに審査結果等を電子メールで回答する。

(企画提案書の作成要領)

第11 別に定める「企画提案書作成要領」を参照し作成すること。

(企画提案書の提出)

第12 企画提案書の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出部数

- ア 企画提案書(正本) 1部
- イ 企画提案書(副本) 10部

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合においては、送達が証明できる書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(3) 提出期限

令和8年5月12日(火)午後4時まで(土日・祝日を除く。)
受付時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(4) 提出場所 「第17 事務局」と同じ。

(5) その他

- ア 1事業者又は共同企業体が1業務に対し複数の提案をすることは認めない。
- イ 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- ウ 第11の作成要領に従っていない場合は、失格とする。

(提案内容の審査及び結果通知)

第13 提案内容の審査及び結果通知

(1) 提出された企画提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めるため、プレゼンテーションを実施する。

ア 実施日時 令和8年5月19日(火)、5月21日(木)、又は5月22日(金)
詳細な日時、方法等については、各提案者へ事前に通知する。

イ 実施場所

長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所第二庁舎10階 会議室201

ウ 実施内容

- (ア) プレゼンテーション 20分
- (イ) 質疑応答 10分

エ その他

- (ア) 出席者は1参加事業者につき3名までとする。
- (イ) プレゼンテーションは事前に提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。

- (ウ) パソコン・ディスプレイ等を用いたプレゼンテーションを許可する。なお、ディスプレイ及び接続ケーブル（HDMI）は選定委員会で用意する。
 - (エ) プレゼンテーションに参加しない場合、又は災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とする。
 - (オ) プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。
- (2) 企画提案書及びプレゼンテーションを基に選定委員会において審査する。
- ア 各評価者は、提案内容を評価項目ごとに評価し「別表3」の配点に基づき採点する。
 - イ 企画提案書及びプレゼンテーションによる評価基準は「別表4」のとおりとする。
 - ウ 合計得点の算出方法
 - (ア) 各評価者の各評価項目における採点による得点（「採点」×「配点」＝「得点」）を算出する。
 - (イ) 全評価項目の得点を合計して、当該提案者の得点を算出する。
 - (ウ) 上記(イ)による全評価者の得点を合計して合計得点を算出する。
- エ 選定対象事業者の決定
- 最低基準点（最高得点の60%以上）を満たし、最も高い合計得点の者を選定対象事業者（優先交渉権者）として決定する。
- (3) 各提案者には、参加申請書に記載したメールアドレス宛てに令和8年5月25日(月)までに電子メールで審査結果等を通知する。

（仕様の協議及び見積）

第14 仕様の協議、見積及び契約の締結は、次のとおりとする。

- (1) 優先交渉権者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行う。
- (2) 優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は優先交渉権者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行う。
- (3) 契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、選定委員会と優先交渉権者が協議のうえ決定する。
- (4) 契約手続は、信州やまなみ国スポ・全障スポ長野市実行委員会会計処理規程及び関係規程に定めるところによるものとする。
- (5) 選定委員会は、契約締結後においても受注者が本提案における欠格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

（提出書類の取扱い）

第15 本プロポーザルの実施に当たり、提案者が選定委員会へ提出する書類の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。ただし、選定委員会から追加資料等の提出を求めた場合は、応じること。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。

- (4) 企画提案書の評価項目及び見積価格に対しての配点、評価点及び価格点については、今後の本市の事業者選定に対し支障を及ぼすおそれがあるため、公開しない。
また、評価順位についても、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、公開しない。
- (5) 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 本プロポーザル実施に関する情報及び参加者から提出された資料は長野市情報公開条例に基づき公開することがある。

(その他)

第16 その他、本プロポーザルに関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルに関する手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルの参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は書留等の郵送により、参加辞退届(任意様式)を「第17 事務局」へ提出すること。
- (4) 本プロポーザルの参加者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることはできない。
- (5) 本業務の事業者選定に参加を希望する提案事業者は、本業務の提案に当たって知り得た情報について、一切の事項をいかなる場合も他の者に漏らすことを禁止する。また、実行委員会及び選定委員会から提供する資料についても、他の者に閲覧させること、複製させること、又は譲渡することを禁止する。
- (6) 採用された書類等の著作権は、実行委員会に帰属する。
- (7) 本プロポーザルは、本業務委託契約を締結した受注者に対し、今後実施する競技会場設営・撤去業務委託の受託を保証するものではない。
- (8) 次のいずれかに該当した者は、失格とする。
 - ア 第7の「提案者に求められる資格要件」の要件を満たさない者
 - イ 企画提案書において、別表1に示す事業費の上限額を超える金額を提示した者
 - ウ 提出書類に虚偽の記載をした者
 - エ その他、本プロポーザルの実施に当たり、不正もしくは妨害行為を行い、又は公序良俗に反する行為を行った者

(事務局)

第17 本プロポーザルに係る庶務等の事務手続を行うため、次のとおり事務局を設置する。

〒380-0821 長野市大字鶴賀上千歳町1137-23番地 リアライズ長野ビル7階
信州やまなみ国スポ・全障スポ長野市実行委員会(長野市国スポ・全障スポ事務局内)
担当:施設・競技運営チーム 小林・久米田
電話:026-219-6040(直通) E-mail:k-sports@city.nagano.lg.jp

別表1 業務名及び提案上限額

業務名	提案上限額
長野運動公園	2,700,000円
南長野運動公園	4,000,000円
ホワイトリング	2,100,000円
ヤングファラオ	1,100,000円
長野県警察学校	1,100,000円

別表2 提案者に求められる資格要件（第7-2-(2)）

業務	競技会場
長野運動公園	長野運動公園総合運動場総合体育館
	アクアウイング
南長野運動公園	長野Uスタジアム
	長野オリンピックスタジアム
	南長野運動公園総合運動場体育館
ホワイトリング	ホワイトリング
ヤングファラオ	ヤングファラオ
長野県警察学校	長野県警察学校

別表3 評価項目

項目		評価の視点	配点
実績	会場設計業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度から令和7年度の国スポ（国体）の当該競技の会場設計の履行実績が豊富か。 令和3年度から令和7年度に競技会場における全国規模大会等の会場設計の履行実績が豊富か。 	10
	会場設営業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度から令和7年度の国スポ（国体）の当該競技の会場設営の履行実績が豊富か。 令和3年度から令和7年度に競技会場における全国規模大会等の会場設営の履行実績が豊富か。 	5
	配置予定技術者の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定技術者は、国スポ等にかかる会場設計又は設営業務の実績が豊富か。 	5
全体提案	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 国スポの特性等を十分理解しているか。 当該競技を理解しているか。 	5
	業務スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 会場設計の効率的かつ現実的なスケジュールとなっているか。 	5
	業務の取り組み方	<ul style="list-style-type: none"> 現場確認の方法、回数等は適切か。 市実行委員会及び競技団体等との協議方法、回数等、双方向での業務遂行手段が確保されているか。 建築主事、消防等関係機関との協議方法は適切か。 	10
	競技会場配置計画、ゾーニング及び動線計画	<ul style="list-style-type: none"> 設計業務において作成する図面の見やすさ、正確性等を確保する工夫が講じられているか。 会場設営に要するコスト削減が期待できるか。 競技会場に対する理解度（調査方法、内容等）。 過去の国スポ（国体）の検証事項が反映されているか。 	30
要検討事項	要検討事項に関する提案の内容	<ul style="list-style-type: none"> 要件等事項を正確に理解し、過去の国スポ等同規模大会で培ったノウハウ等も活用した、実現可能な対応策を提案しているか。 	15
	取組姿勢（プレゼンテーション時）	<ul style="list-style-type: none"> 質問に対して的確な回答を行ったか。 質問に対する応答等を通じて、国スポへの積極的な意気込み、意欲は感じられるか。 提案書類等の見やすさ、正確さ。 	5
価格	価格提案	<ul style="list-style-type: none"> 費用、積算金額は妥当であるか。 経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。 	10
合計			100

※配点×採点5点＝500点満点で審査を行う。

別表4 評価基準

評価基準	採点
非常に優れている	5点
優れている	4点
標準的	3点
標準より劣る	2点
標準より著しく劣る	1点
評価に値しない	0点